

令和8年度事業計画

1. 事業活動を巡る状況

政府は、昨年11月10日に日本成長戦略会議を開催し、「危機管理投資」・「成長投資」による強い経済の実現、分野横断的課題への対応として17の戦略分野を発表され、その中で「港湾ロジスティクス」と「防災・国土強靱化」が位置付けられました。政府の大方針に港湾の文字が躍るなど大いに歓迎すべきことで、今後の予算の重点化において期待される所です。これは、港湾や物流インフラの強化、港湾のデジタル化・自動化等により国際競争力の強化や経済安全保障・サプライチェーンの強化に資するための対策として、また、令和8年度以降5年間で実施される20兆円強の「第1次国土強靱化実施中期計画」による自然災害に対する強靱化やインフラの老朽化対策等に対し、これからの十分な政府の予算投資が期待され、私たち港湾建設業界においても十分貢献できるものと考えられます。さらには、政府の投資のみならず官民の投資促進策を策定するとしており、令和8年度税制改正大綱によれば大胆な投資促進税制（特定生産性向上設備等投資促進税制）の導入が公表され、民間事業者への設備投資に対する税額控除など多様な施策が展開されようとしています。

私たち関係業界とりわけ作業船を取り巻く環境ですが、年々その厳しさを増しており、資材の高騰等により作業船の建造等は大変困難な状況です。また、海上起重技術を引き継ぐ担い手の育成・確保は建設業界全体の課題です。

こうした私たちの課題に対し、まさにタイムリーな政府の政策展開となっており、大いに期待するとともに、私たち自身も業界の成長に結び付けていかなければなりません。

そうした中、令和8年度予算について、令和7年度12月26日に政府原案が閣議決定され、港湾局関係予算は対前年比0.99、2,892億円（事業費）と前年並み予算が確保されました。また、昨年12月16日に補正予算が成立し、港湾局関係補正予算配分概要によれば、令和7年度補正予算は、1,112億円（事業費）（貸付金や調査費等除く）と過去にない大きな予算額が確保となりました。令和8年度当初予算と、令和7年度補正予算をあわせると4,004億円となっており好環境が続いていると言えるでしょう。

こうした港湾局の予算は、「持続的な経済成長の実現」、「国民の安全・安心の確保」、「個性をいかした地域づくりと持続可能で活力のある国づくり」の3本柱をもって構成され、また、港湾におけるサイバーセキュリティ対策の強化、サイバーポートを活用した港湾関連手続きの電子化、「人を支援するAIターミナル」等の取組の推進により、「危機管理投資」と「成長投資」を強力に進めていく政府の17の戦略分野の一つである「港湾ロジスティクスの強化」を図るとしています。具体的には、国際コンテナ戦略港湾の整備、港湾インフラの維持更新、防災・減災による国土強靱化に加え、今後ますます本格化する洋上風力発電事業等の事業要請に対応することとしています。私たち港湾建設業界は、海上工事を行う上で作業船をしっかり機能させ、円

滑かつ確実な工事の要請に応えていく所存です。

そして港湾建設業が持続的に発展し将来にわたり質の高い建設サービスを安定的に提供するために、優良な港湾建設業者が作業船と作業員を保持できる安定した経営環境が構築できるよう、令和7年度に引き続き令和8年度も事業活動を展開していきたいと思っております。

また、令和8年度は、海技協発足40周年にあたり、大きな節目となる年です。40年の歴史を振り返り、海技協の発展のためにご尽力頂いた先輩諸氏への感謝を込めて、記念事業を実施し次なる時代に当協会の活動を繋げてまいります。

2. 事業活動

(1) 要望の基本方針

私たち港湾建設業界では、鋼材価格の高騰による作業船建造価格の上昇や担い手不足による乗組員の高齢化の問題が顕在化しています。一方、国土交通省港湾局においては、中長期事業見通しの提示をはじめとする様々な事業執行制度の改善が進展してきています。その改善点の一つとして、作業船の損料について、令和8年度からその基礎データとなる基礎価格について近年の実勢価格として直近5年間に建造された作業船の建造価格をベースとする考え方に転換し、平均約10パーセント程度の損料額の引上げに踏み切りました。また、近年の異常気象に伴う波浪海象状況を踏まえて供用係数も変更されています。その結果の動向に注目しつつ、具体的要望事項を検討してまいります。

とりわけ大型起重機船に関しては、我が国は南海トラフ等の巨大災害の切迫、港湾の強靱化、洋上風力発電施設の整備、防衛関連プロジェクト推進と、様々なプロジェクトの同時進行に直面し、海上施工の要である大型起重機船の即応力が国家機能の維持を左右する状況となっています。大型起重機船の維持管理、DX化、労働力不足への対応、しいては将来の設備更新投資などに向けて、国の積極的な施策と支援をお願いしてまいります。

地域の守り手として安定的・持続的に活動できるように、当協会の中心である作業船保有業者が求めてきた公共調達制度の改善や地元向け工事の増加などに対しては、令和8年度直轄事業の実施に地元作業船活用評価型や地元企業活用評価型の試行工事に取り組むなど、一定の進展を図っています。これもまた、今後の成果に注目しつつ具体的な要望事項を検討してまいります。

働き方改革については、休日確保評価型工事の標準化、供用係数の実態精算型の全工事導入、港湾工事関係書類のスリム化、猛暑対策による工期延伸に必要な経費の確保など、新たな対策を導入されました。

また、担い手育成・確保について若い人が海上工事業を理解してもらうため、関係団体と協力し「港湾工事の魅力発信協議会について」を発足させました。

これらを受けた更なる取り組みに加えて、下請契約が適正に行われるような施策や税制改正も含め作業船の新造・改造・維持するための支援を引き続き令和8年度も求めていく必要があります。

さらに令和7年度は、「第1次国土強靱化実施中期計画」に係る事業を活用し、重ねて、作業船係留施設や泊地、作業ヤードを含む工事に必要な付帯施設の整備に着目して要望してまいりましたが、近年の台風等で数多くの作業船が被災しているように荒天時に安全に避泊できる水域は不足しています。引き続き令和8年度においても要望を継続してまいります。令和6年1月に発生した能登半島地震においては、資機材の不足、ヤードの不足が災害復旧工事に大きな支障となったこともあり、工事に必要な作業船だまり等を計画的に配置しておくことで災害後に作業船が直ちに機能することにより航路啓開をはじめ港湾機能の復旧に寄与し、サプライチェーンの早期回復はもとより国民生活の復旧復興に貢献できるものと考えられます。

以上の基本的な考え方のもと令和8年度も要望内容を議論し港湾局長要望に取り組んでまいります。

(2) 会員の意見等の収集

会員を巡る環境は大きく変動しています。令和8年度においては、専門委員会等の意見交換を通じて、実態や意見等の情報を収集し、協会としての活動の方向性と課題の解決について検討してまいります。

(3) 要望活動

① 国土交通省等への要望

国土交通省港湾局長要望書は、会員からのアンケート調査結果及び昨年度の要望に対する実現状況も踏まえて、要望の基本方針に示した考え方のもと、予算の確保、元請受注の増加と下請契約の改善を主な柱とし、作業船の新造・改造・維持への支援という当協会の特徴的な課題を中心に要望してまいります。

各支部においては、各地域の特性を踏まえた要望に関して地方整備局港湾空港部等と意見交換会を開催します。その際、本部も一丸となって全国的な課題については地整幹部に説明いたします。

② 港湾管理者への要望活動

当協会が行っている事業に関して理解が得られるように主要な港湾管理者に対して、本部・支部が連携して要望活動を行うこととします。その中では作業船の安全な係留場所の確保、係船費用の低減の問題についても具体的な要望を行ってまいります。また、地整と港湾管理者の意見交換の場である港湾事業実施円滑化会議にも必要に応じ参加して参ります。

(4) 港湾局が設置する各種検討会等への対応

国土交通省港湾局は、官民が連携して作業船の保有水準と担い手の確保に向けた具体的施策の検討のため、令和5年度から「作業船官民会議」を設置し、当協会として協力してまいりました。こうした動きの中で「非自航作業船に係る固定資産税の課税標準」や「作業船の新造に関する低利融資制度」など作業船の維持・更新に関しての支援策について一定の進捗をみることができました。しかし、作業船を建造していく上での直接的な支援を要望するとともに、税制改正も含め港湾局と協力してまいります。

また、検討会等の内容については協会内の専門委員会（常任委員会、事業委員会、技術委員会）に対して、情報提供等を行うとともに意見を求めて参ります。

(5) 国土交通省が行う実態調査への協力

例年、積算基準で用いる諸数値の改定や作業船損料の改定のため、当協会会員を含む事業者に対して実態調査を行っています。当協会の要望の中には、これらの調査結果を基に判断されるものが数多くあり、要望を実現するためにも回答することが必要ですので積極的に協力して参ります。

(6) 船舶作業員の就業機会確保事業

船舶作業員の確保が難しくなる中、本事業に参加する会員企業が増えています。引き続き要請に応え、構成事業主となるための手続きを行い、円滑な就業機会の確保に努めてまいります。

引き続き、必要に応じて事業送出主会社の令和8年度に実施計画の変更申請（更新手続き）を行います。更に、昨年度に引き続き、雇用管理者講習会に参加します。

(7) CCUS と連動した能力評価事業

能力評価事業は、技能者の能力レベルを評価する事業であり、公正に対応して参ります。能力評価を受けるには CCUS に加入することが前提であり、加入促進の呼びかけと併せて能力評価（技能レベルの認定）を受けるメリットを PR して参ります。

(8) 港湾における i-Construction・インフラ DX 推進や二酸化炭素排出量削減への対応

港湾工事における i-Construction・インフラ DX 推進、二酸化炭素排出量削減等について、港湾局が実施する検討会等に参画し海技協としての意見を発信してまいります。こうした港湾局の政策展開に対し、作業船には新たな技術革新に伴う設備投資が求められますが、当協会をはじめとする民間事業者の企業努力に加え、設備投資に対する積極的なインセンティブの付与を求めるなど、海技協としての意見を積

極的に発信してまいります。また、検討会等の内容については、技術委員会に対しても情報提供を行うとともに意見を求めて参ります。

(9) 特定技能外国人受入問題への対応

会員企業が特定技能外国人の受入ができるよう、引き続き、外国人協議会の一員として取り組んで参ります。

(10) 講演会・安全講習会等の開催

本部総会・理事会等や各支部総会・意見交換会の機会等を活用した講演会、及び、各支部が他の協会の支部と共催で行う安全講習会等を開催することとします。

(11) 他機関への協力等

例年通り、当協会の目的である「海上工事事業の振興と海上工事技術の向上」に資するものについて、他機関が実施する事業に協力してまいります。

3. 調査研究等

(1) 自主事業

① 安全対策・環境保全対策の推進

会員保有作業船の安全パトロールを行うとともに、安全標語入りポスター等を作成・配布し、安全確保のための意識の向上に努めます。また、「作業船団安全運航指針」の普及に努めます。

② 担い手確保のための活動

担い手確保のためには、若い人たちに海上工事事業の重要性を認識してもらい、この事業に魅力を感じてもらうことが必要です。地方整備局と他団体とも協働し、現場見学会などを行いPRに努めていきます。

③ 新たな事業分野等に関する情報収集と提供

会員に関心が高いと思われる新たな事業分野の動向に関する情報を収集できる体制を整え、会員に情報提供します。

④ 建設マスターの推薦

当協会は、建設マスターの推薦団体となっており、新年度も会員企業から「マスターにふさわしい建設技能者」を募り、当協会が推薦して参ります。

(2) 受託事業

協会の保有する海上工事技術を活用し、作業船による海上工事の施工方法等に関する調査・検討や作業船に係る在場調査等を受託します。

4. 資格認定事業

(1) 海上起重作業管理技士の認定

令和8年度は、以下の日程で、講習・試験を行います。

東京会場：令和8年10月2日

大阪会場：令和8年10月9日

(2) 登録海上起重基幹技能者の認定

令和8年度は、以下の日程で、講習・試験を行います。

東京会場：令和8年10月22～23日

大阪会場：令和8年10月29～30日

(3) 資格認定者の更新講習

上記の両資格者には、講習修了証の有効期限（5年間）前に、更新講習が義務づけられています。令和3年度からオンライン講習を導入しており、令和8年度も継続します。

令和8年度は、以下の日程で、講習を行います。

東京会場：令和8年9月4日

神戸会場：令和8年9月11日

福岡会場：令和8年9月18日

オンライン講習：令和8年10月1日～10月25日

5. 広報活動

例年どおり、以下の活動を行って参ります。

- (1) 正会員、賛助会員の勧誘促進
- (2) 協会報の発行、協会広報資料の作成配布
- (3) 講演会、講習会等の開催
- (4) インターネットの活用による広報活動の推進
- (5) 支部総会等における協会活動報告

なお、協会HPには、会員専用ページを設けており、行政機関からの通知、技術情報、協会活動等を会員へ迅速に情報提供いたします。

6. 海技協設立40周年記念事業について

昭和61年（1986年）3月日本起重機船協会を発展的に解消し、あらたに社団法人日本海上起重技術協会が発足。令和8年（2026年）は設立40周年の節目に当たる。協会の存在の意義を振り返り、これまでの実績の評価と今後の発展の礎として、設立40周年を祝する場を作るため、記念事業を実施する。

設立40周年に向けて多様な記念事業を企画するべく、記念事業を実施する。

< 記念事業の内容 >

- ・講演会、祝賀会の開催（第40回総会の抱合せ開催）
日 時：令和8年5月11日(月)
場 所：ルポール麹町
40周年の記念誌と記念品として製作したトートバックを配布
- ・海外視察（ベトナムのホーチミン港を中心として視察）
- ・その他

7. 支部活動

各支部は、例年のように、以下の活動を行ってまいります。

- (1) 支部会員への周知・情報提供・アンケート調査の配布及び集計等
- (2) 支部総会等開催による会員相互の連携強化
- (3) 地方整備局や港湾管理者等への要望活動及び意見交換会の開催
- (4) 他団体等との共催による研修、講習会の実施
- (5) 各種表彰者の推薦
- (6) 防災協定に基づく応急対応、訓練等への参加、防災資機材の報告

8. その他